5　改正法施行日において現に次の各号に掲げる学科㈠を修了している者は、それぞれ当該各号に定める学科㈠を修了した者とみなす。

一　旧規則第一条第三項第一号の中型自動車免許に係る学科㈠　新規則第一条第三項第一号の中型自動車免許に係る学科㈠

二　旧規則第一条第三項第一号の普通自動車免許に係る学科㈠　新規則第一条第三項第一号の普通自動車免許に係る学科㈠

三　旧規則第一条第三項第五号の中型自動車第二種免許に係る学科㈠　新規則第一条第三項第五号の中型自動車第二種免許に係る学科㈠

四　旧規則第一条第三項第五号の普通自動車第二種免許に係る学科㈠　新規則第一条第三項第五号の普通自動車第二種免許に係る学科㈠

6　改正法施行日において現に次の各号に掲げる学科㈡を修了している者は、それぞれ当該各号に定める学科㈡を修了した者とみなす。

一　旧規則第一条第三項第二号の中型自動車免許に係る学科㈡　新規則第一条第三項第二号の中型自動車免許に係る学科㈡

二　旧規則第一条第三項第二号の普通自動車免許に係る学科㈡　新規則第一条第三項第二号の普通自動車免許に係る学科㈡

三　旧規則第一条第三項第六号の中型自動車第二種免許に係る学科㈡　新規則第一条第三項第六号の中型自動車第二種免許に係る学科㈡

四　旧規則第一条第三項第六号の普通自動車第二種免許に係る学科㈡　新規則第一条第三項第六号の普通自動車第二種免許に係る学科㈡

○国家公安委員会規則第十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の二第一項の規定に基づき、運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年七月十五日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
（課程の区分）	教育事項	教育方法
第一条　道路交通法（以下「法」という。）第百八条の三十二の二第一項の国家公安委員会規則で定める運転免許取得者教育の課程の区分は、次に掲げるとおりとする。 一　大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車（第四条第一号において「大型自動車等」という。）の運転の経験が少ない者に対するもの		
［二～八　略］		
（課程の基準）		
第四条　法第百八条の三十二の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一　次の表の上欄に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる教育事項について、同表の下欄に掲げる教育方法により、あらかじめ教育計画を作成し、これに基づいて行われるものであること。		
課程の区分	教育事項	教育方法
［一・二　略］		
三　第一条第三号及び第六号に掲げる課程（いずれも法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の者に対するもの）	イ　運転者としての資質の向上に関すること。 ロ　身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性 ハ　道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識	イ　自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。 ［削る。］

改正前		
（課程の区分）	教育事項	教育方法
第一条　［同上］ 一　大型自動車、中型自動車又は普通自動車（第四条第一号において「大型自動車等」という。）の運転の経験が少ない者に対するもの		
［二～八　同上］		
（課程の基準）		
第四条　［同上］ 一　［同上］		
課程の区分	教育事項	教育方法
［一・二　同上］		
三　第一条第三号に掲げる課程（法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の者に対するもの）	イ　運転者としての資質の向上に関すること。 ロ　身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性 ハ　道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識	イ　自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。 ロ　自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。